

産前産後期間相当分（4ヶ月分）の国民健康保険税が減額されます！

対象となる方・受付期間

- 令和5年11月1日以降に出産予定の国民健康保険被保険者の方が対象です。
妊娠85日（4ヶ月）以上の出産が対象です（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含みます）。
- 出産予定日の6ヶ月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。

国民健康保険税の減額方法

- その年度に納める保険税の所得割額と均等割額から、出産予定月（または出産月）の前月から出産予定月（又は出産月）の翌々月（以下「産前産後期間」といいます。）相当分が減額されます。

	3ヶ月前	2ヶ月前	1ヶ月前	1ヶ月後	2ヶ月後	3ヶ月後
単胎の方				出産予定月		
多胎の方				出産予定月		

※産前産後期間相当分の所得割額と均等割額が年額から減額されます。産前産後期間の保険税が0円になるわけではありません。

※多胎妊娠の場合は出産予定月（又は出産月）の3ヶ月前以降、計6ヶ月相当分が対象となります。

- 令和5年度においては、産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間の分だけ、保険税が減額されます。

令和5年8月	9月	10月	11月	12月	令和6年1月	2月
			出産予定月			

※令和5年11月に出産した場合、令和6年1月相当分の保険税が減額されます。令和6年1月より前の期間については減額の対象とはなりません。

…対象期間

- 保険税が減額された結果、払いすぎになった保険税がある場合は還付されます。

届出に必要な書類

- ① 産前産後期間に係る国民健康保険税軽減届出書
- ② 本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカードなど）
- ③ 小牧市親子健康手帳（母子健康手帳など）

届出先

小牧市役所 保険医療課 国保係 TEL 0568-76-1123
又は篠岡支所（79-8008）、味岡支所（76-2821）、北里支所（76-2822）